PwCベトナムニュースブリーフ

税関違反への新たな罰則

2026年6月

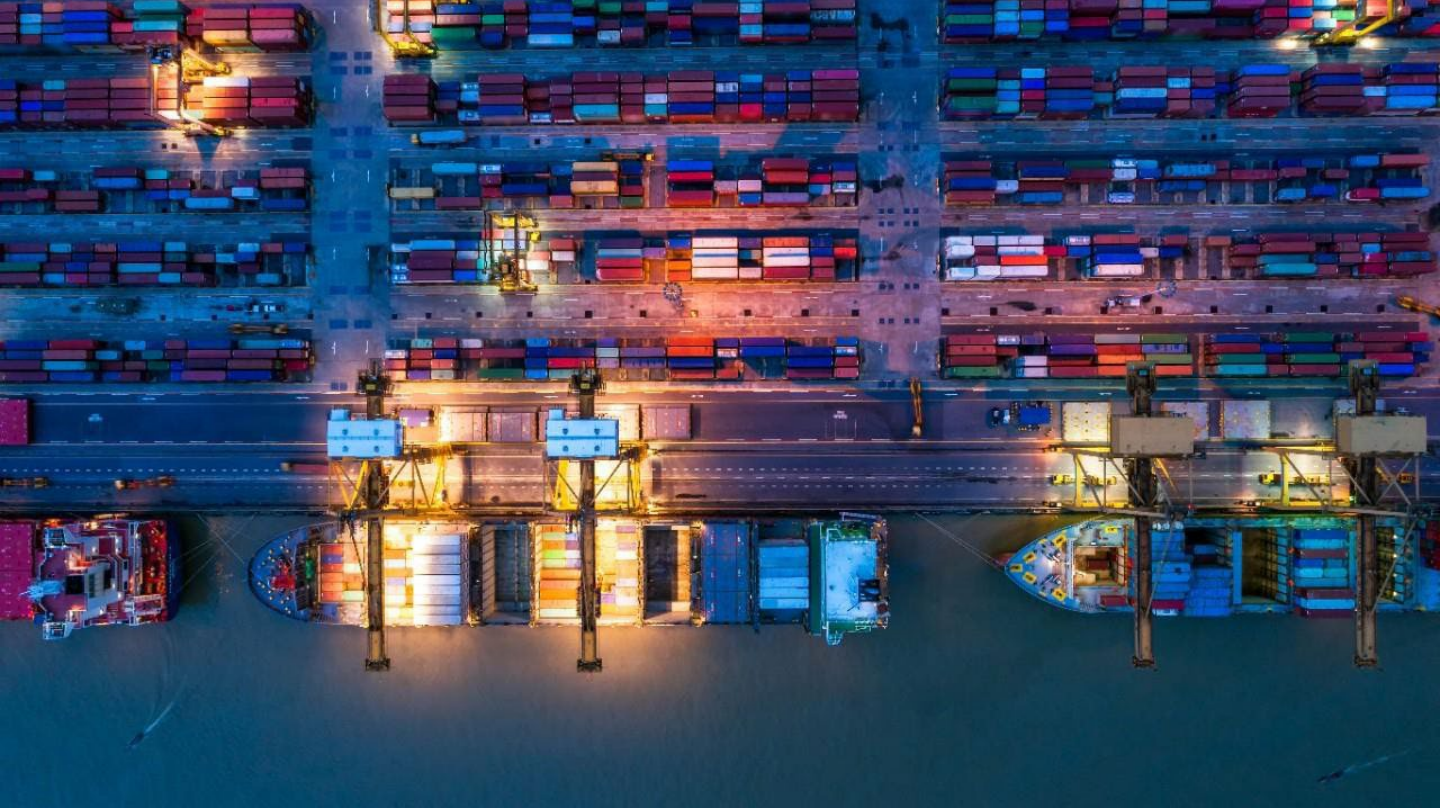

ご一読ください

2026年5月15日、政府は税関部門の行政違反に関する政令169/2026を公布しました。政令169は、政令128/2020および政令102/2021に代わるものとなり、2026年7月1日から施行されます。

主な変更点

01

納税額に影響しない誤りに対する罰則の撤廃

政令169号は、納税額に影響を与えない不正確な税関申告に対する罰則を撤廃することで、技術的または事務的な誤りによる罰則のリスクを軽減します。

02

罰則対象となる税関違反の範囲の拡大

政令は、以下の違反に対して行政罰則を導入します。

- 通関最終報告書監査または通関後監査決定の発行前に、実際のBOMを毎年通知しなかった場合
- AEO企業に適用される四半期報告要件に関する違反、受託製造または契約製造施設の登録情報の変更を通知しなかった場合など、政令167/2025に基づく通知および報告義務に関する違反

03

罰則が課されない事例範囲の拡大

政令は、特に企業が法定期限内に自主的に補足申告を行ったり、誤りを是正したりした場合に、罰則が科されない状況を拡大し、明確化しています。

主な変更点

04

電子手段による罰則の適用

政令第169号は、ベトナムの国家デジタル変革計画に沿って、違反記録の作成および罰則決定の電子的な手段による発行を認めています。この変更により、税関手続きのデジタル化を促進し、紙ベースの書類への依存が低減されます。

05

人民公安局の罰則権限の拡大

新たな規則に基づき、人民公安局は、税関関連の違反に対して最大2億ベトナムドンの罰金を科し、違反品を没収し、是正措置を実施する権限を与えられています。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.